

消費税に関する諸制度への対応はお済ですか？ ～専門家派遣事業～

令和3年3月末に消費税転嫁対策特別措置法が失効、令和5年10月には適格請求書等保存方式（インボイス制度）がスタートします。組合を通じて皆様のお店に専門家が伺いし、軽減税率制度や消費税総額表示義務、適格請求書等保存方式（インボイス制度）など消費税についてのお困りごとを専門家の方を通して幅広くご相談させて頂く事業です。費用は無料です。

お気軽にご相談ください。

費用は無料！

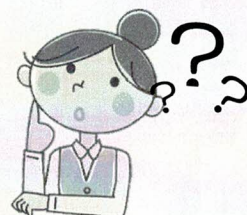
【事業内容】

◆ **開催期間**：随時～令和3年1月中旬まで(原則として10時から16時の間)

◆ **専門家**：中小企業診断士 等

◆ 相談の流れ

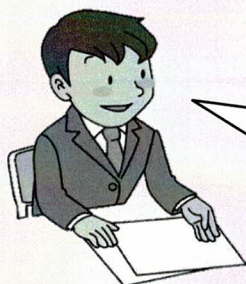
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）って何？どのようなもの？
- 消費税総額表示ってどのようなもの？
- 経営上の課題って何だろう？
- 諸制度対応のために必要な準備ってなにかあるの？



中央会へご相談ください！

相談内容や聞きたいことを裏面の申込用紙に記入し中央会へお送りください。

専門家の方へお繋ぎし皆様の疑問や問題を解決します！



専門家が組合員の方の
もとへ伺います！

【問い合わせ】神奈川県中小企業団体中央会

TEL045 - 633 - 5133

令和2年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

専門家派遣事業 申込用紙

消費税について、聞きたいことやお困りごとを下記の相談シートにご記入の上、神奈川県中小企業団体中央会（FAX：045-633-5139）までご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当日の指導・相談は2時間程度で考えております。

相談シート

相談内容（相談概要をご記入下さい）

会社名：

担当者：

TEL：

【組合記入欄】

組合名			
T E L		担当者	
M a i l	@		

神奈川県中小企業団体中央会 事務局 木下 行

返信先 FAX 045-633-5139

(TEL: 045-633-5133)

E-mail kinoshita@chuokai-kanagawa.or.jp